

議案第 十一号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部の改正について

次のとおり議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十七年三月十一日



三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五万一千円」を「六万五千円」

四万円を五万円に改める。

三万六千円を四万三千円に改める。

第五条第二項中「百分の百」を「百分の百十」に改める。

附則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年十月一日から適用する。

（報酬等の内払）

改正前の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、昭和四十六年十月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、議長、副議長及び議員に支払われた報酬及び期末手当は、改正後の議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。